

認知症に係る行方不明者発見活動について

(令和7年4月23日岩人少第1081号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

認知症に係る行方不明者届の受理数は年々増加しており、この傾向は今後も続くことが見込まれる。認知症に係る行方不明者は、自力での帰宅が困難であるなど、その生命・身体に危険が生じるおそれがあることから、下記事項に留意の上、「人身安全関連事案への対処体制等について（例規）」（令和7年3月7日付け岩生安第1011号ほか）に定める本部対処体制（以下「本部対処体制」という。）と連携し、早期発見・保護に万全を期されたい。

なお、本通達の施行をもって「認知症に係る行方不明者発見活動の推進について」（令和3年7月20日付け岩人少第226号）は廃止する。

記

1 行方不明者発見活動上の留意事項

(1) 特異行方不明者の判定等

ア 行方不明者届を受理し、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）第7条第1項各号に掲げる事項を聴取する場合において、届出人から認知症又は認知症の疑いにより行方不明になった旨の申出があったときは、自救能力がないもの（規則第2条第2項第6号）として特異行方不明者の判定を行い、行方不明者の生命・身体に危険が生じるおそれがあることを踏まえ、規則等に基づく行方不明者発見活動を迅速に実施すること。

イ 特異行方不明者の判定に係る報告（規則第11条第2項）を受けた本部対処体制においては、受理警察署における事案の処理方針を確認し、積極的な指導・助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。

(2) 認知症の特性等を踏まえた措置

ア 届出人からの聴取（規則第7条第1項）においては、行方不明者が過去に立ち回った地域や一人歩きした場所があるか、自ら名乗ることができるか、通称名等である自称名はないかなど、行方不明者発見活動に必要な事項（同項第6号）を聴取すること。

イ 行方不明者の発見活動に当たっては、行方不明となった時期や気象状況等を考慮した上で、初期段階から最大限の搜索態勢を確立し、迅速な発見・保護活動を展開すること。

ウ 一人歩きする場所が遠方に及ぶおそれがあるなど認知症の特性を踏まえ、関係する警察署等に対して当該行方不明者の保護等の取扱いを個別に照会するとともに、行方不明者の発見のために必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体又は関係事業者（以下「関係機関等」という。）への協力を求め（規則第20条第2項）、関係機関等との間で構築している行方不明者の発見・保護のためのネット

ワークを効果的に活用し、当該行方不明者の早期発見に努めること。

また、立ち回り見込先等が判明した場合は、確実に特異行方不明者手配（規則第21条）を行い、警察の組織的機能を十分に発揮すること。

エ 行方不明者が氏名等を名乗ることができず、又は遠方への一人歩きが想定される場合には、届出人の意思を確認し、行方不明者の氏名、年齢、その他の事項について、「ぴかぼメール」等での情報発信やインターネットの利用等による公表（規則第14条第1項）について検討すること。

(3) 迷い人照会を受けた場合の措置

他の警察署又は他の都道府県警察から、生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者（以下「迷い人」という。）についての照会（以下「迷い人照会」という。）を受けた場合は、行方不明者届に係る日時と迷い人照会に係る日時とが相前後し得ることに配慮し、事後の行方不明者届とも照合し、点検・確認を確実に行うこと。

なお、他の都道府県警察からの照会については、本部対処体制が関与して点検・確認を確実に行うこと。

(4) 届出人の心情に配慮した適切な対応

行方不明者の発見活動を行うに当たっては、届出人である行方不明者の家族等の心情に配慮し、その要望に応じた適切な対応を図ること。

2 迷い人として保護した場合の留意事項

(1) 行方不明者届の有無の確認

認知症又は認知症の疑いのある迷い人を発見・保護した場合は、自署又は他の警察署において受理した行方不明者届の有無を確認するよう努めるものとされていること（規則第19条第2項）から、次の点に留意すること。

ア 認知症の特性として、名乗ることができないことや自称名が通称名であること等に配慮して、行方不明者照会（規則第13条第1項）をより広範囲に実施するなど、その身元の確認に努めること。

また、本部対処体制においても、警察署の対応を確認し、積極的な指導、支援を行うこと。

なお、状況に応じ、身元確認照会も活用すること。

イ 発見・保護した警察署において、迷い人の取扱いを記録化するとともに、他の警察署又は他の都道府県警察に対する迷い人照会を確実にを行い、早期に身元が判明するよう努めること。

ウ 迷い人の身元が判明せず、保護実施機関である市町村等に引き継いだ場合であっても、行方不明者届と迷い人照会に係る日時が相前後し得ることに留意し、引継ぎ後においても、適宜行方不明者照会を実施すること。

(2) 引継ぎ先との連携

認知症又は認知症の疑いのある迷い人を発見・保護し、市町村等に引継ぎした場合は、引継ぎを受けた市町村等において当該迷い人の身元確認のための調査等を行うこととなるが、警察としても、行方不明者の発見活動を推進する観点から市町村等に協力して身元の確認に努める必要があることから、次の点に留意すること。

ア 迷い人を引き継ぐ際、市町村等による調査等によって、当該迷い人の氏名等身元

の判明につながる情報が得られ、又は身元が確認されたときは、迷い人を引き継いだ警察署への連絡を依頼すること。

イ 迷い人を引継ぎした後、一定期間が経過しても迷い人の身元が判明しない場合は、市町村等の要請に基づき、迷い人台帳を警察署又は警察本部に備え付けるとともに、他の都道府県警察に提供して行方不明者届の届出人に対して閲覧させるなど、市町村等による調査等と連携して、身元の確認に努めること。

3 関係機関等との連携に当たっての留意事項

(1) 発見・保護のためのネットワークの活用

関係機関等との間で認知症に係る行方不明者を発見・保護するためのネットワークが構築されている地域はもとより、当該ネットワークが構築されていない地域においても、市町村等にその構築を働き掛けつつ、管内の関係機関等と役割分担の上、相互に連携して早期発見・保護に努めること。

また、若年性認知症の人は、外見から認知症の行方不明者と認識されにくい場合があることに鑑み関係機関等と連携して適切に対応すること。

(2) 身元確認のための取組

認知症に係る行方不明事案においては、氏名等が明らかにならないと身元の確認が困難となることから、市町村等に対しては、着衣・靴への記名、名札等の装着、QRコードが掲載されたシール等の活用の重要性や、地域住民への周知について働き掛けること。

(3) GPS等の位置情報を取得等する機器の周知

認知症に係る行方不明者の生命・身体の保護を最優先とし、早期に発見・保護に資する手段の一つとして、GPS等の位置情報を取得又は記録する機器(以下「GPS等機器」という。)の活用が考えられることから、関係機関等と連携し、認知症の人やその家族等に周知すること。

なお、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)」において、認知症の人の意思決定の支援と権利利益の保護が基本的施策に掲げられていることを踏まえ、認知症サポーター養成講座を通じるなどして、認知症の人の意思決定の支援に関する理解を深め、認知症の人の意向に反してGPS等機器を装用させることがないよう配慮すること。